第 98 回接続委員会 議事概要

日時 平成 19 年 10 月 23 日 (火) 16:00~18:00

場所 1001 会議室

参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、

佐藤委員、直江委員、藤原委員

総務省武内電気通信事業部長、谷脇事業政策課長、

古市料金サービス課長、二宮料金サービス課企画官、

飯村料金サービス課課長補佐、

大矢料金サービス課課長補佐、事務局

【議事要旨】

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信 設備に関する接続約款の変更の認可(電気通信事業法施行規則等の一部改正を 受けたコロケーション手続等に係る変更)について

総務省から報告書(案)について説明が行われた後、審議が行われた。 その結果、報告書(案)について、案のとおり電気通信事業部会へ報告を 行うことが了承された。

【主な発言等】

東海主査 本年3月に接続ルールの問題点を洗い出し、答申が出された。特に その中でもコロケーションルール手続等に係る申請が出されたものである。 パブコメの考え方及び報告書(案)について意見はないか。

酒井主査代理 11 頁の考え方5において、コロケーションリソースを複数申請している場合で、一部が利用不可能という回答を返した場合については、一体として利用不可能との回答を行うことで、違約金が発生しないこととする等の措置をすることが適当とされているが、一部が利用不可能ならば、全てについて利用不可能と回答するということか。また、違約金が発生しないということか。報告書(案)と意見及び考え方で若干書きぶりが違うと思うがどうか。

総務省 例えば、申請するコロケーションリソースが全部で5つであった場合には、5つが一体的な申請の場合には一括して回答し、分割できる場合には、3つは利用可能で、2つは利用不可能だと、個々に分割して回答することも可能。考え方で記載してある箇所は、報告書(案)の「等」でよんでいる。

- 佐藤委員 40 頁(違約金の設定)によると、基本的に調査費は実費となっている。その他調査関連費用については、平均作業時間に作業単金をかけて算出しているのか。
- 総務省 御指摘のとおり。作業単金は平日昼間で NTT 東日本が 6,540 円、NTT 西日本が 6,399 円となっている。これに NTT が行ったサンプル調査による NTT 東日本、NTT 西日本それぞれの平均作業時間をかけて算出している。
- 佐藤委員 サンプル数や、調査内容は把握しているのか。
- 総務省 サンプル数、作業内容に関して NTT から報告を受けている。
- 佐藤委員 特異なケースが含まれており、単純平均すると高くなっているのではないか。どうやって平均作業時間を出しているのか。
- 総務省 幾つかのサンプル調査を実施して平均作業時間を出していると聞いている。
- 東海主査 実績をデータベース化して客観性を高める必要があるのではないか。 佐藤委員 40 頁の違約金の数字は、NTT 東日本の方が NTT 西日本より高い場合 が多いが、これは NTT 東日本と NTT 西日本の作業単金の違いによるものか。 作業単金、作業時間とも同じで差異が出ているのか。
- 総務省 個別具体的に作業時間はあるが、作業単金でみると、NTT 西日本よりも NTT 東日本の方が 1 時間当たり約 140 円程度高くなっている。
- 佐藤委員 何割かは作業単金の差と思うが、(違約金は)それより大きな差が出 ているように思えるが、なぜか。
- 総務省 NTT 東日本の方が西日本よりも時間がかかるものもあり、相乗的に金額の差が開くこともある。
- 直江委員 37 頁(申請概要における局舎スペース等の保留期間の短縮化)に、 工事着手から工事完了までの期間の短縮化について触れられており、現行は 無期限に延長可能という記述となっているが、現実にはそのようなことはあ りうるのか。
- 総務省 現行約款は工事の延長に対する歯止めがなく、無期限に延長可能という事態も起こりえた。それが過剰保留につながることとなっていたため、それを抑制するために今回の約款変更で明確に期限を定めたもの。
- 東海主査 38 頁にき線点情報調査費について記載があり、NTT 東日本・西日本の料金の差が大きいことを先日の電気通信事業部会においても指摘したところだが、金額の差異の理由をもう一度説明して欲しい。
- 総務省 NTT 西日本とNTT東日本のデータベースの整備度合に差があることによる。NTT 西日本は光ファイバの関係で概算納期システムを整備したことで、き線点情報調査に必要な電柱に関係する情報が盛り込まれていた。他方、NTT 東日本のデータベースはデータの欠落等、整備状況に一部不備があるため、デ

- ータのチェックが必要となることで人件費が発生し、NTT 西日本と比して費用が高くなっている。
- 東海主査 それは継続的に発生するわけではなくて、今回の規定整備により一時的に発生する費用なのか。
- 総務省 データベースを整備しない限り、継続的に発生することとなる。
- 直江委員 インセンティブを与えるべきではないか。そうでないと永遠に料金が高止まりしたままとなる。データベースが何らかの形で整備され、NTT 東日本が料金を下げようとする努力が必要ではないか。
- 総務省 具体的な予定は聞いていないが、NTT 東日本とNTT 西日本で金額が異なる要因がもう一点ある。NTT 西日本は、き線点のカバーエリアの情報について、NTT 西日本の加入電話の加入者のみの住所データベースを整備し、その情報を開示すれば良いが、NTT 東日本は、接続事業者の要望に応じて、加入電話への非加入者の情報についても、き線点のカバーエリアであれば提供しているところ。NTT 東日本・西日本との間で運用が違うため、費用に差異が出ている面もある。
- 東海主査 今回はやむを得ないとしても、今後、コストの差を適正なものとしていくことが必要である。こういった問題が存在し、このような議論があったことをきちんと議事録にも反映しておいて欲しい。他に意見がなければ、報告書(案)を電気通信事業部会に報告してよろしいか。
- 藤原委員 21頁のNTT東日本の接続約款の新旧対照表をみると、第96条の12に、「当社は、接続申込者から、その接続申込者が電柱添架を実施しようとする電柱が当社の所有に係るものであるか否かを判別する情報の提供を求められた場合は、その接続申込者が判別することができないときに限り、その情報を回答します。」とあるが、この箇所にはどういった意味があるのか。何か背景があってこの記載を入れているのか。
- 総務省 基本的には、接続事業者は電柱所有者を判別できる。御指摘の箇所は 為念的なものであると思料。
- 佐藤委員 現地に行ってみれば分かるという話か。
- 総務省 基本的には NTT から出されるき線点情報は NTT 柱と電力柱とが混ざっている。従って、電柱添架の際、事前に接続事業者が現地に赴き、NTT 柱か電力柱なのかをプレートにより確認しているもの。ただし、レアケースとして、所有者名が抜け落ちていたり、プレート自体がなかったりすることがある。このような場合に、本条により、接続事業者が NTT に要望すれば、NTT は要望を受けた電柱が NTT 柱か電力柱か回答することとなる。
- 佐藤委員 データベース化されてもっと楽になればと思う。
- 相田委員 結局、分かるのは NTT 柱であるか否かということではないか。デー

- タベース化されないと全部はわからないのではないか。
- 総務省 電気事業者の電柱については、データベース化されていると聞いている。別のやり方としては、(NTTにではなく、)電気事業者に対して情報開示を求めるという方法もありうると思う。
- 佐藤委員 そもそも約款上はデータベースの整備が前提となっているものでは なく、接続事業者が現場に行って電柱所有者を確認することとされている、 という理解で間違いないか。
- 総務省 データベースはあるが、NTT に聞く前に接続事業者が自分で添架ポイントの確認等を含めて事前調査し、実態に即した添架申請をすべきとのスタンス。
- 直江委員 NTT はデータベースを見せてお金をとれるのであれば、きちんとした情報提供があっても良いのではないか。
- 総務省 NTT からは、それは接続に関する情報ではないと聞いている。電力柱を調べるために NTT に情報提供を求めているのか、NTT に添架するために情報提供を求めるものなのか判別できないため、一意に接続をするための情報として取り扱えないことを問題視しているようである。
- 佐藤委員 接続のためのものであれば、そういった情報を教えるが、そうでないかもしれないためにできないということか。NTT が心配をしすぎているのであれば、その旨を他事業者に対して意地悪をしているようにみえないように説明する必要があると思う、とNTT に伝えて欲しい。
- 佐藤委員 皆でもう少し努力すればもっと良くなるのではないか。もっと皆が 工夫をしていけないだろうか、ということを考えるのが良い。
- 東海主査 おっしゃるとおり。
- 総務省 NTT が机上検討するとしても、自らが所有していない電柱の添架ポイントの申込が受けても対処しようがない。接続事業にとっても、添架しようとする電柱が NTT 柱であり、添架ポイントに空きがあることを確認できなければ意味がないため、まずは添架しようとする電柱が NTT 柱であるか否か確認できた上で、添架申込の際には添架ポイントの写真とともに申し込むこととなる。そのため、電柱所有者を判別する当該規定も意味を持つもの。
- 東海主査 では、当該報告書(案)を報告書として電気通信事業部会に報告することとしたい。